

2019年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 国保年金課

新国保制度では応能・応益割の標準割合は「5対5」と設定されており、埼玉県が示した標準保険税率においては「5.5対4.5」に設定されています。

当市においては、平成30年度の国保税の改正で、当市の現状を勘案しつつ、適切な応能・応益割合となるよう配慮しながら、低所得者層をはじめ、できる限り、加入者の負担が大きくなるような改正を行いました。

その結果、「医療分」「後期分」「介護分」の区分によって多少のばらつきはあるものの、全体としては「6.2対3.8」程度となっており、応能負担に比重を置いた保険税率となっています。

今後の国保税の改正にあたっては、国・県の方針を踏まえつつ、市の実情を勘案し、加入者の負担が大きくなるよう、慎重に検討を進めたいと考えています。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 国保年金課

地方税法では、均等割額の算定について、「均等割総額を被保険者の数に按分して算定する。」と規定されており、子どもの被保険者数を勘案しないことは困難なものと考えています。

また、現在のところ、子ども（多子世帯）に対する均等割額の軽減・減免については、国庫補助が無いことから、制度の導入は考えていませんが、今後、制度を導入している自治体での保険税に与える影響や適用する条件等を十分に調査・研究をしていきたいと考えています。

なお、子どもに係る均等割額の軽減措置などの緩和対策を講じることについては、埼玉県国保協議会を通じ、国への要望活動を継続して行っているところです。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 国保年金課

新国保制度では、一般会計からの法定外繰入金は赤字とみなされるため、赤字がある場合には、赤字解消計画を策定しなければなりません。

法定外繰入金などの活用については、今後の財政見通しや国保事業費納付金などを踏まえ、納税義務者間の負担の衡平に配慮した上で、慎重に検討を進めたいと考えていま

す。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

- ① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】 国保年金課

当市では、病気・負傷・失業等により収入が著しく減少した場合、市長において必要があると認められる方に対し減免する旨、条例に規定されています。

いずれの場合も、専ら納税義務者の担税力の状況に着目し、単に総所得金額等一定金額以下の方を対象者とするといった、画一的な基準によって減免の範囲を定めるものではないとされていますので、今後も、現行制度の枠組みの中で世帯の状況、不動産・預貯金等の資産状況など生活実態等を十分把握した上で審査により対応していきます。

なお、低所得世帯については、所得申告を行えば、均等割額の 7 割・5 割・2 割軽減が適用される場合が多いため、積極的に所得申告の勧奨を行い、国保税の適正な賦課に努めています。

- ② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】 国保年金課

不慮の災害による減免については、住宅等の損害の程度を判定したうえ、減免するものとしています。

今後においても、震災、風水害、火災等により、住宅等の財産について甚大な損害を受けた方がいた場合には、現行制度の枠組みの中で、個々の損害の程度を適正に判定したうえ対応していきます。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】 国保年金課

当市では、「八潮市国民健康保険に関する規則」において一部負担金の減免について規定しています。

また、「収入の減少の認定」に関する具体的な基準については、国通知に基づき、生活保護基準見直し前の「生活保護基準×1.1 倍以下」と同じとなる基準で運用しているところです。

埼玉県では、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、県内市町村の事務の標準化を目指していることから、当市単独での制度の拡充については、現在のところ考えていませんが、県の方針を踏まえつつ慎重に検討を進めたいと考えています。

③ 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 国保年金課

埼玉県では、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、県内市町村の事務の標準化を目指していることから、県の方針を踏まえつつ慎重に検討を進めたいと考えています。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】 納税課

納税相談のなかで多重債務やDV等の生活上の諸問題が納税を困難にさせていると思われる方に対しては、相談先をご案内する等のアドバイスを行い、解決の一助になるよう努めています。

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】 納税課

滞納処分については、納期限内に納税した多くの方との公平を欠くことのないよう、地方税法の規定に従い適切に執行しなければならないと考えています。差押に当たっては、国税徴収法に差押禁止財産が明記されていますので、それらを除外の上、執行しています。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】 国保年金課

当市では、国民健康保険法等の規定に基づき、対象の被保険者に対し、短期被保険者証を交付しています。

短期被保険者証は、保険税の滞納者対策を目的とし、納付を促す機会を設け、納付についての理解を得るとともに、個々の滞納者の状況に応じて早期に対応するために用いています。

対象の被保険者には、納付相談を促す通知を送付した上、納付相談の有無やその内容、又は納付状況によって、一般被保険者証あるいは短期被保険者証を交付しています。

今後においても、滞納世帯に対する納付相談等を十分行うとともに、滞納がない方との不公平感が生じないよう、国民健康保険法等に基づき制度の適切な運用に努めていきます。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】 国保年金課

当市では、被保険者証の意図的な窓口留置は行っていません。

新規に短期被保険者証又は資格証明書の交付対象となっている方の被保険者証については、相談期間中に限り送付を保留していますが、既に交付している被保険者証の有効期間が満了するまでには送付するよう努めています。

なお、被保険者証の発送後、「保管期間経過」により返戻となった被保険者証については、再送付や電話連絡などを行い、未交付とにならないよう努めています。

また、「宛先不明」により返戻となった被保険者証については、被保険者宅を訪問するなど居住実態を把握した上、適切な対応を行うよう努めています。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 国保年金課

当市では、国民健康保険法等の規定に基づき、対象の被保険者に対し、資格証明書を交付しています。

資格証明書についても、短期被保険者証と同様に、保険税の滞納者対策を目的として、納付を促す機会を設け、納付についての理解を得るとともに、個々の滞納者の状況に応じて対応するために用いています。

対象の被保険者には、「返還予告通知書及び弁明の機会付与通知書」を経て、「返還を求める通知書」を送付した上、納付の状況などによって、資格証明書又は短期被保険者証あるいは一般被保険者証を交付しています。

なお、18歳以下の子ども及び65歳以上の方、又は国保税の7割軽減に該当している方に対しては、短期被保険者証を交付しています。

今後においても、滞納世帯に対する納付相談等を十分行うとともに、納税されている方との不公平感が生じないように、国民健康保険法等に基づき制度の適切な運用に努めていきます。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】 国保年金課

委員の構成は、国民健康保険法施行令第3条において、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織とされています。

また、その定数については、当市の国民健康保険条例第2条において「15人」と定められています。このうち、被保険者代表5人中1人は、公募による委員となっています。

(1) 被保険者を代表する委員 5人

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人

要望書 4

(3) 公益を代表する委員 5人

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】 国保年金課

広報及びホームページにおいて制度の周知を図るとともに、保険証や納税通知書に小冊子やお知らせを同封して送付しています。

また、「特定健康診査等実施計画」等の計画を策定する際には「パブリックコメント」を実施し、幅広い意見の聴取に努めています。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 国保年金課

一定額の自己負担を支払うことで、健康管理に対する意識の向上につながる側面があると考えていることから、自己負担の無料化は現時点では考えていませんが、前年度非課税世帯に対しては自己負担を無料化しています。

また、平成25年度の特定健康診査からは、自己負担額を従来の800円から500円に下げるとともに、初めて受診対象となる40歳到達者は無料化するなど、より受診しやすい環境づくりに努めています。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】 国保年金課

今年度の健診期間については、4月1日から11月30日までとしています。また、健診項目については、当市が追加項目として実施していました「血清クレアチニン検査」が昨年度から詳細な健診項目として追加されました。さらに当市では、法定検査項目に加え、「空腹時血糖、尿酸、尿潜血」の3項目を引き続き追加して実施することで、健診内容の充実に努めています。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】 健康増進課

保健師は、公衆衛生看護の知識と技術を用いて、子どもから高齢者まで地域のあらゆる年代の人々の生活の質が高まるよう支援を行っています。

当市では、健康増進課、長寿介護課、障がい福祉課に保健師を配属しており、市民の健康づくりや保健予防活動については、主に健康増進課の保健師が、健康づくり事業や母子保健事業、予防接種事業、精神保健事業等により実施しています。

近年、社会の変化とともに健康課題が複雑化し、保健師の活動は、保健予防活動に加え、虐待対応やその予防、自殺予防を含むメンタルヘルス対策など、活動の幅が広がっています。さらに、高齢社会に向けた介護や福祉分野における保健師の役割も重要になっています。

今後は、市民ニーズに合った保健師活動を展開するため、保健師の増員について、計

画的に検討したいと考えています。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 国保年金課

当市では、個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の管理を行っています。

また、特定健康診査や特定保健指導の受託事業者については、良質なサービスが低廉に供給されるよう、高齢者の医療の確保に関する法律等で具体的に委託できる者の基準が定められており、その中で個人情報の保護に関する法律等を遵守することとされています。

2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】 国保年金課

後期高齢者医療制度においては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれないよう、原則として資格証明書は交付しないことを基本的な方針としていますので、「資格証明書」は発行していません。

しかしながら、相談をされずに納付がされていない方には、納付を促す機会を設けるため、また、保険料を納付されている方との不公平感が生じないように、埼玉県後期高齢者医療広域連合の考え方に沿って「短期被保険者証」を発行しています。

今後においても、埼玉県後期高齢者医療広域連合の考え方に沿って、県内市町村と協調して対応したいと考えています。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 国保年金課

保養施設等の利用助成に関しては、長寿・健康増進事業として後期高齢者医療広域連合からの交付金の対象となっていました。平成30年度からは交付対象外となりました。

こうした状況からも保養施設等の利用助成の拡充については、財政負担などを考慮し、現在のところ実施する予定はありません。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 国保年金課

現在、当市では、被保険者に対し現在、人間ドックの補助は行っていませんが、後期高齢者医療制度における保健事業では、特定健診と同様の内容である健康診査を無料で実施するとともに、脳ドック受診者に対しては一人当たり2万5千円を上限とする補助を行っています。

また、健康診査を受診した際には、健診結果とともに健康管理のリーフレットを提供しています。歯科検診については、埼玉県後期高齢者医療広域連合にて75歳到達者を対象に健康長寿歯科健診を実施しています。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】 長寿介護課

介護予防・日常生活支援総合事業の平成30年度の実績としましては、訪問型サービスとして現行相当が延べ1,138人、基準緩和が延べ102人、通所型サービスとして現行相当が延べ2,421人、基準緩和が延べ396人となっています。

平成30年度の介護予防・日常生活支援総合事業の執行額は、予算額99,540千円に対し、93,643千円で執行率は94.1パーセントとなっており、予想どおりに推移しています。

総合事業の開始により、利用される方の選択肢が増えましたが、今後、高齢者人口が増加することにより、利用者数も増加することが見込まれます。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】 長寿介護課

当市では、介護予防・生活支援サービス事業の基準を緩和したサービスとして、訪問型及び通所型のサービスAを実施していますが、訪問型及び通所型のサービスBは実施していません。

訪問型サービスAは、八潮市シルバー人材センターの1か所で行っています。その担い手の養成方法については、八潮市社会福祉協議会に委託し、平成30年度は、養成研修を年2回、フォローアップ研修を年1回実施しており、参加人数は、養成研修が28人、フォローアップ研修が8人となっています。なお、実際の担い手の登録人数は、33人となっています。

通所型サービスAは、八潮市老人福祉センター寿楽荘、すえひろ荘において、社会福祉協議会が行っていますが、平成28年度まですえひろ荘で行っていた「生きがい活動支援通所サービス」のスタッフが引き続き実施していることから、ノウハウを活かした運営をしています。

今後の推移としては、現状ではA類型は3か所の事業所のため、微増または横ばいの見込みです。また、訪問型及び通所型サービスBについては、まだ住民主体のサービスの把握ができていないことや、担い手をどう養成していくかが課題となっていますので、他市町村の実施状況を踏まえて検討します。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) **総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。**

【回答】 長寿介護課

総合事業の実施にあたっては、介護予防・生活支援サービス事業の要支援者等に対する事業所として、市内の現行相当の訪問型サービス7か所と、市が指定する市外訪問型サービス3か所の合計10か所、また、市内の現行相当の通所型サービス9か所と、市が指定する市外通所型サービス15か所の合計24か所に加え、基準を緩和したサービスを提供する訪問型サービス1か所、通所型サービス2か所の事業所を指定し、サービス提供事業所の確保することで、利用者の身体機能の低下防止に努めています。

また、年3回事業者向け説明会を開催し、情報提供など事業所の支援に努めています。

- (2) **介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。**

【回答】 長寿介護課

当市では、介護予防・日常生活支援総合事業を平成29年4月1日より開始し、現行相当の事業所に対しては、予防給付と同じ単価を設定し、基準を緩和したサービス提供事業所に対しては、軽度な支援を必要とする方が利用しやすいよう、現行相当サービスより安価な単価を設定していきまして、平成31年度も同額の単価を設定しています。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) **高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。**

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】 長寿介護課

高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した尊厳ある生活を営むことができるよう、要介護状態等の予防又は重度化防止を推進するとともに、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤を整備するため、当市では地域ケア会議を設置しています。

この、地域ケア会議は、適切な支援の介入が困難な事例について、各地域包括支援センターが主体となり関係機関と連携の上、問題解決に向けた対応策や支援方針について検討を行う「地域ケア個別会議」や、各地域包括支援センターの主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の専門職ごとに情報共有を行い、それぞれの専門性に特化した課題等の解決に向けた検討を行う「専門職種別連絡会議」、自立支援・重度化防止の観点に基づき、多職種でケアプランを検討することにより、個別課題の解決、介護支援専門員や地域包括支援センター職員のケアマネジメント支援の質の向上、地域課題の抽出を行う「自立支援型地域ケア会議」、各会議で抽出された地域課題を整理し、政策形成に向けた課題の整理、検証等を行う「地域ケア推進会議」があり、高齢者の在宅支援に向

けた取り組みを行っています。

また、地域で暮らす高齢者とその家族が安心して生活を送ることができるよう、高齢者在宅福祉生活支援事業として、緊急時通報システム事業や救急医療情報キット配布事業、配食・安否確認サービス事業、紙おむつ給付事業等、高齢者在宅福祉サービスの充実を図っています。

特に、配食・安否確認サービスでは、地域ケア推進会議において抽出された課題を整理し、平成30年度から普通食に加え、病気療養中などで栄養価の調整が必要な方には、カロリーや塩分を調整した食事の提供を開始しました。

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】 長寿介護課

認知症の方への支援としては、地域の方が、認知症に関する正しい知識と理解をすることで、認知症になっても暮らし続けられる地域を目指して、「認知症サポーター養成講座」や「認知症に関する講演会」を開催しています。

また、早期発見、早期対応を目的とした「認知症初期集中支援チーム」の設置や、誰もが集える場として「オレンジカフェ（認知症カフェ）」を市内4か所の地域包括支援センターにおいて、毎月1回開催しています。

特に効果を発揮している事業としては、認知症の早期発見や状態に応じた相談等の認知症支援体制の充実として、60歳と65歳以上の市民を対象に「認知症検診」を市独自で実施しています。平成30年度の実績は1,868人受診し、精密検査を受診したのは178人で、要精密検査対象者に対しては、各地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員を中心に、電話や訪問等で状況把握や相談対応を行っています。

その他、徘徊高齢者の早期発見体制として、「高齢者支援ネットワークの協力事業所」への情報提供や、「位置探知システムの活用」、平成30年6月からは新たにQRコードが印刷された「見守りシール」の配布を行っており、「高齢者支援ネットワークの協力事業所」の登録は183件、「位置探知システムの活用」は10件、「見守りシールの配布」は20件で、好評をいただいています。

今後も、現在の取組を継続し、より一層認知症の方や認知症の方に関わる方への支援を進めていきます。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回24時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回24時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】 長寿介護課

定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスは、従来型の訪問介護、訪問看護ではできなかった1日複数回の利用など、高齢者世帯で介護を必要とする方などには有効なサービスであり、介護が必要となっても在宅で暮らしていくために必要なサービスであると考えています。

当市の実施状況ですが、第5期計画に1か所の整備を位置づけ、平成25年10月からサービス提供を開始しましたが、その後、当該サービスを提供していた事業所から、

職員の離職に伴う介護人材の確保が困難となったことを理由に、平成30年3月末で事業所を廃止しています。

事業者からは、本サービスは、ひとりで利用者の自宅に訪問しケアを行うことから、特にベテランの看護師を配置することが必要となりますが、その人材の確保が困難な状況であったと伺っています。また、本サービスは小規模のため、急遽応援のスタッフを要する場合、その対応については、近隣市区町村に系列の事業所を展開していないと困難であるとの伺っています。

このため、これらの課題をクリアできる事業所があることが課題克服に必要なことではないかと考えていますが、当面は小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ活用するなど対応をしながら、本サービスの導入条件等について再検討します。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】 長寿介護課

介護職員の定着率向上に繋がる人材確保対策については、平成26年10月、11月に行われた国の社会保障審議会福祉部会において、検討が重ねられ、介護人材の「量」と「質」の好循環を進めるとの視点に立ち、「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」という3つのアプローチによる、政策対応を2025年に向けて行っていくとの議論がされたところです。

こうした中、現在、介護職員の賃金の改善として、地域密着型サービス事業所については、事業所が、指定、指導・監督の権限を持っている市町村に、厚生労働大臣が定める介護職員処遇改善計画書と介護職員処遇改善実績報告書を提出した上で、介護職員処遇改善加算を受けているところです。

また、地域密着型サービス事業所以外の事業所については、事業所が、指定、指導・監督の権限を持っている都道府県に、介護職員処遇改善計画書と介護職員処遇改善実績報告書を提出した上で、介護職員処遇改善加算を受けているところです。

当市が実施している、市指定サービス事業者の実地指導において、労働時間や年次有給休暇の取得状況等について確認しています。

このように、介護労働者の処遇改善に向けた取組みは進められているところですが、働き方改革関連法の趣旨を踏まえ、今後機会を捉えて国に要望したいと考えています。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働

者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】 長寿介護課

少子高齢化の進展に伴い、我が国の人口は年々減少しています。とりわけ15歳から64歳まで（生産年齢人口）の大幅な人口減少は、介護施設で働く職員の確保において懸念されています。

このため、介護職種の技能実習制度活用は、介護施設の長期的な運営面や、施設利用者への継続的な利用の面から必要となっています。

また、この制度の活用実態については、県指定の事業所が多いため、把握はしていませんが、必要に応じて利用状況を把握いたします。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】 長寿介護課

介護現場におけるハラスメントについては、厚生労働省老健局振興課から平成31年4月10日に提供された介護保険最新情報において、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」が提供されていることから、使用者と労働者だけでなく利用者やその家族などに知っていただくため、本市ホームページで紹介しているところです。

また、本市の介護相談員が事業所に定期訪問し、施設の様子について利用者や従業員から聞き取りをしています。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】 長寿介護課

平成31年4月1日時点の本市の特別養護老人ホームの施設数は市内3か所、定員の合計は300床整備されています。

また、小規模多機能型居宅介護の施設数は市内1か所整備されており、今年度新たに1か所開設する予定です。

なお、特別養護老人ホームなどの増設については、待機者数の推移や今後の高齢者人口の増加などを考慮し、第8期以降の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定時に検討する予定です。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】 長寿介護課

介護保険制度では、特別養護老人ホームに入所している低所得者に対しては、所得

に応じた自己負担の限度額が設定されています。これを超えた分は高額介護サービス費として介護保険から給付されます。

また、入所に際し、食費・居住費について、住民税が世帯非課税であり、預貯金が単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下である場合、負担が軽減される負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）の制度があります。

ご質問の制度運用の要望については、機会を捉えて国に要望したいと考えています。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】 長寿介護課

介護保険法改正に伴い、平成27年4月1日から特養の入所は原則要介護3以上となっておりますが、「埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針」では、要介護1・2の方でもやむを得ない事由がある場合、特列入所要件が示されており、その中で、市に意見を求めるよう通知がなされています。

これらのことから、当市では、施設から意見を求められた場合、その方の認定審査内容等から判断し、市の意見を回答し対応しています。

6、新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と用途を教えてください。

【回答】 長寿介護課

保険者機能強化推進交付金は、保険者の取り組みの達成状況を評価する、客観的な指標を設定し、市町村による高齢者の自立支援・重度化防止に関する取組みを支援することを目的に、平成30年度から開始されました。

保険者機能強化推進交付金の評価指標として、「PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築」、「自立支援・重度化防止等に資する施策の推進」、「介護保険運営の安定化に資する施策の推進」があり、項目は61、点数は総計612点となっており、当市は総計472点で、11,419千円の交付がありました。

また、用途については、市町村が行う市町村特別給付、地域支援事業及び保健福祉事業等に要する第1号介護保険料負担分への充当とされていることから、地域支援事業として実施している、地域包括支援センター事業委託料の財源としました。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と用途を教えてください。

【回答】 長寿介護課

保険者機能強化推進交付金の基準額は、市町村の評価点数に市の第1号被保険者数を乗じて算出した点数を基準として、各市町村の評価点数に各市町村の第1号被保険者数を乗じた合計に占める割合に応じて、予算の範囲内で交付する、とされていることから、見込むことが難しい状況ですが、国の予算が前年度と同額であることから、前年度並みを見込んでいます。

また、用途については、昨年度同様、地域包括支援センター事業委託料の財源にする予定です。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】 長寿介護課

評価指標については、要介護状態等の維持・改善の状況として、一定期間における要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率や要介護認定の変化率の状況を測定することとしています。

要介護認定の審査判定については、要介護認定調査時には、家族やケアマネジャーに立会っていただくなどし、必要に応じて関係者の意見を聞き、慎重に対応しています。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】 長寿介護課

介護保険料については、市町村介護保険事業計画の3年度を単位とした計画期間ごとに、介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき設定され、第7期介護保険事業計画は、平成30年度から令和2年度までを計画期間とするものです。

介護保険料の設定については、介護給付費準備基金の取り崩し等も含め、高齢者実態調査における分析結果や高齢者保健福祉推進審議会での意見等を踏まえた中で、給付と負担のバランスを図りながら慎重に検討しました。

その結果、介護給付費準備基金から約6億5千7百万円を計画期間内に全額を繰り入れ、保険料の増加をなるべく抑えるよう、保険料を設定したものです。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】 長寿介護課

今年度から介護保険法施行令が改正されたことに伴い、介護保険条例の一部を改正し、所得段階が第1段階から第3段階の低所得者の方に対して減額賦課を実施しました。第1段階は、26,000円から21,700円に、第2段階は、37,600円から33,200円に、第3段階は、43,400円から41,900円とそれぞれ減額しました。

市独自の保険料軽減ではございませんが、令和2年度は今年度以上の更なる減額賦課を予定しています。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】 長寿介護課

現在、保険料の納付が困難な方に対して納付相談を行い、滞納額が増加しないように分割納付など、より現実的な納付計画を提案しています。

今年度から減額賦課の開始により、低所得者の第1段階から第3段階の介護保険料が軽減され、より納付しやすい保険料額になっているものと考えています。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】 長寿介護課

第7期保険事業計画の重視する点として、家族介護教室の実施、エンディングノートの作成、フレイルチェックの活用などの新規事業を実施しています。

家族介護教室は、「今後家族が介護状態になったら」と不安を抱えながら仕事を続けている方などを対象に、介護離職防止に向けた新たな取組として、年4回実施する予定です。

エンディングノートは、高齢者が終末期にどのような意向を持っているのか、家族と話し合うきっかけとして、新たに作成し平成30年10月から配布しています。

フレイルチェックの活用では、加齢による筋力、認知機能、社会とのつながりの低下がフレイル（虚弱）を招くことから、新たにフレイルチェックを実施することで、高齢者が自らの状態に気づけるよう促し、栄養・運動・社会参加を行うことで、介護予防の強化を図っています。

また、介護給付においては、介護給付等の適正化を継続することで、適切な介護サービスの確保を重視しています。ケアマネジメントにおいては、利用者の自立支援に資するケアプランの作成に向けて、市内事業所のケアマネジャーが作成するケアプランの点検及び支援を行うとともに、自立支援型地域ケア会議を活用することにより、個々の利用者が真に必要なサービスの確保を図っています。

さらに、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを有効活用して、提供されたサービスの整合性等の点検を継続的に行い、請求内容の誤りや医療と介護の重複請求の是正に取り組んでいます。

当市では、被保険者数は増加傾向で介護保険給付総額も増加していますが、給付の適正化、地域ケア会議の実施や介護予防教室の強化などを行い、給付費総額の増加抑制に努めています。なお、給付総額が減少している自治体の状況を詳しくは存じませんが、給付の適正化や介護予防に努めているものと考えています。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】 長寿介護課

当市において、非課税世帯を対象とした「八潮市介護保険サービス利用者負担補助金」を定めています。これは、介護サービスを利用した際、居宅介護サービス等を利用する高齢福祉年金受給者は、自己負担額の40パーセント、それ以外の市民税世帯非課税者は、自己負担額に20パーセントを乗じた額を支給しています。

低所得者の負担を図る市独自制度で、平成30年度においては、延べ人数2,972

人が利用し、今年度も引き続き実施しています。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】 長寿介護課

平成30年度、当市の地域包括支援センターが対応した高齢者虐待の相談件数は、延べ22件、訪問件数は延べ14件でした。地域包括支援センターや警察署、地域住民、関係機関から市に寄せられた高齢者虐待の相談件数は25件でした。

市や地域包括支援センターに深刻な高齢者虐待の相談があった場合には、速やかに情報共有し、対応について検討した上で、市と地域包括支援センターが、同行訪問や関係機関からの聞き取りを行うなど、連携しながら対応しています。

また、市と地域包括支援センターが「高齢者虐待対応マニュアル」を作成し、介護支援専門員や介護サービス提供事業所に説明会を行った上で配布し、早期発見、早期対応ができるよう努めているとともに、虐待防止に関しては、介護を担っている方へ、家族介護教室や介護者家族の会の案内を行って参加を促すことで、介護負担の軽減を図っています。

さらに、広報紙で高齢者虐待についての記事を掲載して周知に努めるとともに、地域包括支援センターが家族介護者支援員の研修を受講し、地域で家族介護者に対して支援を行うなど、様々な場面で対応しています。

虐待防止として有効な方策としては、適切な介護保険サービスの利用により介護者家族の負担軽減を図るとともに、地域包括支援センター等の相談窓口の充実、社会福祉協議会や民生委員による見守り活動の支援のほか、地域住民に高齢者虐待について意識啓発を行うなど、地域ぐるみで介護者家族を支えられるような体制を整えていくことであると考えます。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】 障がい福祉課

平成30年度に、障がいのある方の地域生活支援拠点を整備するため、八潮市自立支援協議会の専門部会として「居住部会」を設置しました。

構成メンバーは、短期入所事業所、グループホーム事業所、相談支援事業所、基幹相談支援センターで居住支援のための機能のうち、「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」について協議しました。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】 障がい福祉課

現在、行政として体制整備、基盤整備にかかる市の予算はありませんが、近隣市町の動向を注視するとともに、「居住部会」での協議の中で、委員の意見を伺いながら、調査研究していきたいと考えています。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】 障がい福祉課

地域生活支援拠点の整備は、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」などがあり、市の実情に合わせた拠点づくりが必要であると考えています。今後、「居住部会」において協議し、地域で安心して暮らせる拠点の整備を行っていききたいと考えています。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 障がい福祉課

令和2年度に策定予定の「第7次八潮市障がい者行動計画・第6期八潮市障がい福祉計画」の中で、アンケート調査やグループインタビューを実施し、地域で安心して暮らせるための拠点の整備に当事者の声が反映されるよう努めていききたいと考えています。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。

平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
 - GH併設型
 - 単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】 障がい福祉課

現在、グループホームなどの障がい福祉サービスについては、「第6次八潮市障がい者行動計画・第5期八潮市障がい福祉計画」にある目標値の設定により管理しており、入所希望者の把握はしていません。今後、相談支援事業所との連携等により実態の把握に努めていききたいと考えています。

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】 障がい福祉課

整備計画については、現状では、第6次八潮市障がい者行動計画・第5期八潮市障がい福祉計画のサービス見込み量に基づき管理していることから、当面、整備計画を作成することは考えていません。

- (3) **点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。**

【回答】 障がい福祉課

当市の老障介護にかかる体制については、市の附属機関である八潮市自立支援協議会の下部組織で地域課題の抽出や地域の相談機関のネットワーク機能の支援を行う「運営会」や、同協議会の専門部会である「相談支援部会」において、市内4地区の地域包括支援センターとの情報の共有、連携強化を図り、体制の整備に努めていきたいと考えています。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) **所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。**

【回答】 障がい福祉課

当市では現在、所得制限、年齢制限は導入していません。

- (2) **医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。**

【回答】 障がい福祉課

当市では現在、所得制限、年齢制限は導入していません。

- (3) **精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。**

【回答】 障がい福祉課

現在、精神障がい者にかかる重度心身障がい者医療助成制度の対象者は、精神病床に入院している方以外の精神障がい者1級の方及び65歳以上の方で後期高齢者医療制度の障がい認定に該当した精神障がい者1、2級の方となっています。

今後、県の動向を注視しながら、県の補助対象が拡大される場合には検討していきたいと考えています。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) **県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。**

【回答】 障がい福祉課

当市では現在、県単事業の障がい者生活サポート事業は実施しています。

(2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 障がい福祉課

利用時間の拡充については、現在、当市で定めた利用時間の上限を超えた利用はなく、また要望もないことから、拡大の予定はありません。

(3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】 障がい福祉課

成人障がい者への利用料軽減策については、現在導入の予定はありませんが、近隣市町の状況を踏まえ、調査研究していきたいと考えています。

(4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】 障がい福祉課

現在当市では、県の補助上限額を超える実績はありませんが、補助の増額や低所得者への負担の軽減については、近隣市町の動向を注視し、今後、県の補助要綱の改正などがあった場合には検討したいと考えています。

5、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 障がい福祉課

当市では、障がいのある方の行動範囲の拡大を図るため、福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費の補助事業を実施しています。対象者は身体障がい者手帳1級から3級、療育手帳○AからB、精神障がい者保健福祉手帳1級を交付された方としており、3障がい児・者に適用し、年齢制限及び所得制限は設定していません。

なお、自動車燃料補助事業で利用できる自動車は、本人の所有又は生計を同じくする方としており、自力で運転することが困難な場合は、介護又は保護を行う方が利用できることとなっています。

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 障がい福祉課

福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費の補助事業については、各自治体の地域の実情や財政状況等に違いがあることから、地域間格差をなくすことは困難であると考えますが、引き続き、近隣市町の状況を把握し、連携を図っていきたいと考えています。

6、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えて

ください。

【回答】 社会福祉課

当市では、八潮市災害時要援護者避難支援計画に基づき、避難支援の取り組みを進めています。

この計画では、対象となる要援護者について、高齢者、障がい者、状況によって支援が必要な者の区分を定めています。

この中で、高齢者では災害発生時に同居家族から支援を得られない者を、障がい者及び状況によって支援が必要な者では、自分一人で避難することが困難な者を対象としています。

当市では、家族がいる者であっても、必要な支援を受けられない又は自分一人で避難することが困難な者については計画の対象としています。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 危機管理防災課

福祉避難所は、特別養護老人ホーム等の施設に入所されていない要配慮者であって、一般的な避難所では生活に支障が想定される方を対象とする二次避難所であり、施設の被害状況等を踏まえ、運営体制が整ったのちに必要に応じて開設します。

このため、福祉避難所への避難者は、固定するものではなく、一次避難所の要配慮者の状況を把握した上で、調査し、判断することとなります。

(3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 危機管理防災課

首都直下地震などの大規模災害への備えは、市民一人ひとりが、自らの被害の軽減及び拡大防止に努めることが重要です。このことから、食糧、生活必需品などの備蓄についても、自助・共助が基本となります。

救援物資については、住家に被害を受けて避難所に避難した方、旅行者等の他、自宅で生活している方（在宅避難）や避難所以外で避難している方等で救援物資が必要な方に対して配布するものです。なお、救援物資については、原則として、必要な方が自ら避難所等で受け取っていただくものとします。

(4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 社会福祉課

当市では、八潮市災害時要援護者避難支援計画に基づき、関係団体等とも要援護者情報の共有を進めています。

現在、要援護者の情報については、平常時から災害に備える取り組みとして、市の防災・福祉・保健部局、消防署、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署、町会・自治会、民生委員・児童委員と共有を図っています。

災害発生時に、上位以外の団体に対し、支援に必要な情報を開示するか否かについては、災害の規模や被害の状況に加え、提供先団体において適切な取り扱いがなされるか否かなどを勘案し、総合的に判断するものと考えています。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】 保育課

平成31年4月1日現在における、保育所への「新規申込児童数」は「642人」で「入所承諾児童数」は「511人」、「入所保留児童数」は「131人」となっていますが、いずれの児童においても、「特定の保育所希望」や、「育児休業中」などの理由により、入所が保留となっています。

なお、本市における平成31年4月1日時点の待機児童数については、「0人」の見込みとなっています。(H30.4.1は「48人」)

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 保育課

本市における平成31年4月1日現在の入所児童総数は年齢別で、「0歳児」が142人、「1歳児」が269人、「2歳児」が306人、「3歳児」が248人、「4歳児」が243人、「5歳児」が200人、合計で1,408人となっています。

このうち、弾力化による受け入れ児童数は年齢別で、「0歳児」が3人、「1歳児」が30人、「2歳児」が40人、「3歳児」が5人、「4歳児」が4人、「5歳児」が2人、合計で84人となっています。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 子育て支援課

今後の保育所の整備については、八潮駅周辺の住環境整備に伴う子育て世代の流入、女性就業率の上昇など、更に保育需要の増加が見込まれるため、今後の保育所等の入所希望数や施設整備の量の見込みを推計するとともに、今年度予定している「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」の策定の中で、待機児童対策としての保育所等の整備について検討していきます。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 保育課

育成支援児童の受け入れにあたっては、主に公立保育所において、加配保育士による対応を行っています。また、民間保育所に対して、「八潮市民間保育所等運営補助金交付要綱」に基づき、加配保育士にかかる経費について、補助金を交付することで、育成支援児童の受け入れ態勢が整うよう支援しています。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 子育て支援課

「認可外保育施設」が「認可施設」へ移行する予定がある場合には、国の補助金を活用するなどして、円滑な移行を促していきます。

また、保育所等整備交付金等の補助額の増額については、機会を捉えて、要望していきたいと考えています。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 保育課

保育士不足を解消するための処遇改善については、民間保育所等で勤務する保育士などの職員にかかる経費を対象とし、「八潮市民間保育所等運営補助金交付要綱」に基づき、保育所等の運営事業者に対し補助金を交付しています。

なお、市では、保育士の処遇改善や安定的な確保につながる環境整備を図るため、各保育施設の運営を支援するための「民間保育所等運営補助金」の支援メニューとして、新たに平成29年度から「保育士の宿舍借り上げ」を実施することで、保育士の処遇改善に努めています。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 保育課

国からは、給食食材材料費（副食費）の取扱いについて、これまでも基本的に実費徴収または保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化にあっても、この考え方を維持することを基本とすることが示されています。

軽減措置については、年収360万円未満相当世帯等を対象とすることが示されていますが、市といたしましては、国から示された制度設計を基本とし、対応していきたいと考えています。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設け

て厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 保育課

当市では、現在7か所の認可外保育施設があり、平成30年度に立ち入り検査を実施したところ、全ての施設において指導監督基準を満たしているところです。

当市といたしましては、現行の施設および新しく届出を受ける施設がいずれも指導監督基準を満たすよう認可外保育施設へ指導監督を徹底していきたいと考えています。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】 保育課

当市では、「八潮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、利用者一人ひとりが保育の必要性に合わせて保育所等を利用し、利用者が必要とする保育サービスを受けることができるよう、保育に格差が生じないための必要な支援に努めています。

また、安全・安心な保育を実施するために、当市では、個別研修の他、定期的に年3回（「幼児教育研修」、「アレルギー研修会」、「衛生研修会」）、市内保育施設の全保育士を対象に研修会を実施することで、保育の質の向上に努めています。

今後におきましても、「八潮市子ども・子育て支援実施計画」に基づき、保育に格差が生じないよう、支援に努めてまいりたいと思います。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 子育て支援課

今後の学童保育所の整備については、八潮駅周辺の住環境整備に伴う子育て世代の流入、女性就業率の上昇など、更に学童保育所の需要の増加が見込まれますので、今後の学童保育所の入所希望数や施設整備の量の見込みを推計するとともに、今年度予定している「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」の策定の中で、学童保育所の整備について調査・検討していきます。

また、各学童保育所における定員数については、児童の受入状況や施設面積に合わせて、「30人」から「80人」までの範囲で定員数を定めていますが、いずれの学童保育所においても、「1支援単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模での運営を行っています。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。

指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 保育課

学童保育指導員の処遇改善については、指導員の中心的立場で学童保育所の運営に努める主任指導員と、児童を保育する指導員を配置しており、それぞれの指導員に対し月額報酬として、主任指導員に対し月額「170,000円」、指導員に対し月額「165,000円」を、それぞれ支給していますが、「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、放課後の児童健全育成を図るために、学童保育指導員の資質の向上が求められています。

市といたしましては、知識や技能を持つ経験年数の長い指導員に対する待遇改善について、引き続き、県内の自治体における報酬等の支給状況を調査研究するとともに、「会計年度任用職員制度」の内容についても注視してまいりたいと考えています。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】 保育課

当市では、学童保育指導員の配置について、国の配置基準である「支援単位ごとに2名以上とする。」に対して、「支援単位ごとに3名以上とし、かつ、利用者10人あたり1名以上」としており、国の基準よりも、児童に対して細やかな対応ができるようにしています。

また、規制緩和については、県内の自治体における対応状況を勘案しながら、適切に対応してまいりたいと考えています。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

(1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行っていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】 子育て支援課

当市のこども医療費の助成については、平成29年4月診療分から、中学3年生までの入院及び通院等に係る医療費を全額助成の対象としています。また、所得制限を設けない、入院時食事療養標準負担を全額助成の対象とするなど、埼玉県の補助基準より拡充して実施しています。

18歳年度末までの対象年齢の拡大については、国の少子化対策に関する施策、埼玉県の補助基準の拡大などを見極めながら、県内の動向を注視してまいります。

(2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】 子育て支援課

国に対しては、中学校修了前児童に係る医療費について、国費を充当することで負担軽減を図るよう、県に対しては、乳幼児医療費支給事業補助金の制度を改め、対象年齢

を義務教育就学児まで拡大するとともに、補助要件から所得制限、自己負担金を撤廃するよう、それぞれ要望しています。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】 社会福祉課

当市では、「生活保護のしおり」について、生活保護の制度の要点をご説明するためものと、生活保護の開始時に制度の詳細までご説明するためのものの 2 種類のしおりを作成しており、より分かりやすくご説明するため、平成 30 年 12 月にこの 2 種類のしおりについて、内容を全面的に見直すとともに、読みがなを振るなどの改訂を行っています。

当市では、生活保護や生活困窮者自立相談支援の相談窓口を設置し、この「生活保護のしおり」の内容も踏まえ、生活に困窮する方がいつでも相談していただける体制を整えています。

この相談窓口では、まず相談者の経済状況や生活状況をお聞きし、他の社会保障制度や給付制度の活用が図れるか等の検討を行い、相談者の意向を確認したうえで、相談員が「生活保護のしおり」を用いて制度の仕組み等を対面でご説明しています。

相談員は、この「生活保護のしおり」を資料として、生活保護は憲法に規定された権利であること、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものであること、受給者には権利と義務があること、申請から原則として 14 日以内、遅くとも 30 日以内に、保護が必要かどうか、必要なら保護の種類とその程度を決定すること、民法上の扶養義務のある方から援助が受けられる場合はそれを優先するが、必ずしも必須の要件ではないこと、保護を受給した場合の概ねの見込み額等をご説明しています。

生活保護のご相談に際しましては、相談する方の制度に関する誤解を招くことのないよう、世帯ごとの経済状況や生活状況、これまでの経緯などを確認し、それぞれの状況を踏まえたうえで実情に合ったご説明を行うことが何より重要であると考え、窓口相談を優先的に実施しています。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】 社会福祉課

当市では、平成 30 年 12 月に「生活保護のしおり」の内容を全面的に見直すとともに、読みがなを振るなどの改訂を行い、分かりやすい説明に努めています。

このしおりのほか、市ホームページへの情報掲載や、毎年度広報やしお5月号に生活困窮者自立支援制度や生活保護制度についての記事を掲載し、継続的な制度の周知に努めています。

また、生活保護や生活困窮者自立相談支援の相談窓口を設置し、生活に困窮する方がいつでも相談していただける体制を整えています。

生活に困窮する方が、いつでも必要な相談を受けることができる体制を整え、また、相談においては、個々の方の状況を相談員が真摯に聞き取り、相談者の方の立場を踏まえたご説明や助言を行うことにより、適切な制度利用が図られているものと考えています。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】 社会福祉課

生活保護の申請については、保護の相談のために窓口に来られた方から経済状況や生活状況をお聞きし、他の社会保障制度や給付制度の活用が図れるか等の検討を行い、相談者の意向を確認したうえで、相談員が生活保護制度のご説明をしています。

これらの説明を経て、申請意思の確認を行い、申請意思のある場合は申請書類を交付し、提出をしていただいています。

この申請を受理した後、生活保護制度における稼働能力活用や資産活用等の要件について、調査等を行っており、申請受理前に調査を行うことはありません。

3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】 社会福祉課

保護受給者の方に適用される保護について変更があった場合は、すべて「保護決定・変更通知書」を発行し、手渡し又は郵送により通知しています。

受給額の増減等に関する問い合わせについては、担当ケースワーカーが個別に対応し、具体的な明細や計算方法等を示して、わかりやすい説明に努めています。

4、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増していま

す。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと思います。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】 社会福祉課

ケースワーカーの配置については、平成21年度から平成27年度まで毎年1名ずつ増員し、現在は社会福祉法に定められた基準を満たしています。

また、社会福祉士の資格を持つ職員や、ケースワーカー経験のある臨時職員を配置するなど、被保護者からの相談等に対し、適切な説明及び助言ができる体制を整えています。

さらに、埼玉県が主催するケースワーカーの研修会や面接相談員等研修会に職員を参加させているほか、毎月の職場内研修において、継続的な職員の資質の向上に努めています。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】 社会福祉課

埼玉県の法外援助については、支給の対象となる学年、支給の申請時期等に関する情報をケースワーカー間で定期的に共有しています。

また、受給者の方への通知漏れ、申請漏れがないよう、査察指導員が各ケースワーカーに随時確認を行っています。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】 社会福祉課

エアコン等の冷房機器については、保護開始時において持ち合わせがない、長期入院後に単身で生活を始めるにあたり持ち合わせがない等の状況で、熱中症予防が特に必要と認められる場合は、5万円を限度に冷房機器の購入に要する費用を支給しています。

また、この支給要件に該当しない場合でも、ケースワーカーが家庭訪問時に機器の有無や使用状況などについて適宜確認を行っており、機器を有していない場合はリサイクルショップなどでより安価に購入できることの助言や、機器を有している場合は、家計

の適切なやりくりにより、冷房機器の使用を取りやめたり我慢したりすることがないよう助言を行っています。

これらの訪問活動や保護受給者の方への助言により、現状の制度の枠内で適切な冷房機器の利用が図られることが重要であると考えています。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】 社会福祉課

当市では、社会福祉課の相談窓口において、生活困窮者自立相談支援員と生活保護面接相談員とが相互に円滑な連携を図られるよう、それぞれの職員が事務作業を行う机を向かい合わせにするなど、コミュニケーションがとりやすい執務環境としています。

また、生活保護の開始時において、国民健康保険の資格喪失、国民年金の料の免除申請、下水道料又はし尿処理手数料の免除申請など、庁内各課と連携して対応しているほか、生活保護を受給していない場合でも、生活困窮者の方に関する情報提供があった際は、生活保護や生活困窮者自立支援に関する相談にいつでも応じることができる旨を伝え、相互連携を図っています。

必要な方が必要な時に相談できることをご案内することにより、生活保護や生活困窮者自立支援制度の適切な利用が図られているものと考えています。